

## 住所を町外に移している学生は「在学証明書」を!

八雲町国民健康保険には、町内に住所がなければ、原則、加入することができません。しかし、修学のために転出する場合には、特例として保険証を交付しています。

この特例を受けるには、在学証明書の提出が必要となり

ます。毎年4月(新学期)になりましたら、お早めに取り寄せ、手続きをしてください。

また、八雲町以外に住所を移している方で、学校を卒業された方、やめられた方については、八雲町国民健康保険の資格を喪失することとなり、保険証を返還していただくこととなりますので、忘れ

# 倒産・解雇・雇い止めなどにより離職し国民健康保険に加入された方は保険税が軽減されます

軽減を受けるためには、申請が必要です

### 【対象となる方】

離職の翌日から翌年度末までの期間において

- ①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)
- ②雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)として失業等給付を受ける方

### 【軽減額】

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得を30/100と見なして行います。

### 【軽減期間】

離職の翌日から翌年度末まで

### 【手続きに必要な物】

雇用保険受給資格者証 ・ 印鑑

### 【申請・問い合わせ先】

- ・ 住民生活課国民健康保険係(窓口4番)
- ・ 熊石総合支所住民サービス課
- ・ 落部支所 ☎0137-67-2231

ずに手続きをしてください。

※喪失の手続きがされないこと、国保税の課税対象から除かれませんので、早期の手続きをお願いします。

### 【手続きに必要なもの】

- ・ 国民健康保険証
- ・ 在学証明書
- ・ 印鑑

### 【問い合わせ先】

- ・ 住民生活課国民健康保険係(窓口4番)
- ・ 熊石総合支所住民サービス課
- ・ 落部支所
- ☎0137-67-2231

## 国民健康保険退職者医療制度の申請をお忘れなく

退職により、今まで加入していた社会保険等を脱退して国民健康保険に加入する場合、国保の中の退職者医療制度に加入することとなります。この場合の保険税や医療機関窓口で支払う自己負担額は、一般の国保加入者と変わりありませんが、医療費の一部について、今まで加入していた社会保険等が負担することとなっています。

また、この退職者医療制度に加入するには、本人からの申請手続きが必要となります。

申請が無ければ、一般の国保加入者となり、本来は社会保険等が負担すべき分まで、八雲町国保が負担することとなってしまうので、対象となられる方につきましては、必ず申請されますようお願いいたします。

### 【対象となる方】

会社などを退職して、年金(厚生年金など)を受けられる65歳未満の方とその被扶養者で、次のすべてに該当する方が対象となります。

- ①国民健康保険に加入している方
- ②年金(厚生年金や各種共済年金など)を受けられる方で、その加入期間が、20年以上もしくは40歳以降10年以上ある方

### 【手続きに必要なもの】

- ・ 国民健康保険証
- ・ 年金証書
- ・ 印鑑

※これから国民健康保険に加入される方で、「対象となる方」に該当する場合は、「健康保険資格喪失証明書の他に年金証書を持参のうえ、加入の手続きを行ってください。

### 【申請・問い合わせ先】

- ・ 住民生活課国民健康保険係(窓口4番)
- ・ 熊石総合支所住民サービス課

## 給食サービス利用料金の改定のお知らせ

食事を作ることが困難な独居高齢者等に対し、在宅生活の自立と生活の質の向上を図ることを目的に介護保険地域支援事業により実施している、給食サービスの利用料金を、次のとおり両地域統一した料金として改定しますのでお知らせします。

今後とも引き続き、在宅生活支援を図ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

### 【改定利用料金(1食あたり)】

- ・ 八雲地域 320円 ↓400円
- ・ 熊石地域 300円 ↓400円

### 【改定期期】

平成25年4月1日

### 【問い合わせ先】

- ・ 保健福祉課介護保険係(シルバークラザ内)
- ☎0137-64-2111
- ・ 熊石総合支所
- ・ 熊石サービス課包括支援係
- ☎01398-2-2365